

2023年4月14日

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、従事者による個人情報の取り扱いが適正かつ安全に行われるよう従事者が順守すべき事柄を規程することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において各用語の定義は次の通りとする。

- (1) 個人情報保護法
個人情報の保護に関する法律
- (2) 個人情報
生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、学年、性別などの記述により個人を特定できるものをいう。
- (3) 本人
個人情報によって特定される個人をいう。
- (4) 従事者
本協会の組織内にあつて、直接または間接的に本協会会長の指導監督を受けて、本協会の業務に従事している者をいい、本協会の職員または、チーム役員等も含む。
- (5) 個人情報取扱事務
個人情報を効率的に検索し管理するために必要な限度で個人情報を取扱い処理する事務をいう。
- (6) 個人情報取扱事務実施者
個人情報取扱事務を処理する者をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本協会の従事者に対して適用する。

- 2, 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、受託者は本規程と同様の責任を負うことを約する旨を利用契約書に記載するなど個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 安全管理措置

(安全管理措置)

第4条 本協会は、取り扱う個人情報等の漏洩、滅失または毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(個人情報取扱責任者)

第5条 本協会は、個人情報等の取扱いを管理するために、個人情報取扱責任者（以下、取扱責任者という）を任命する。

2、取扱責任者は次の権限を有する。

- (1) 事務取扱担当者への必要かつ適切な監督
- (2) 個人情報取扱事務等を外部に委託する場合の委託先の選定、委託契約締結の承認、委託先における個人情報等の取扱状況の把握
- (3) 取扱責任者は、不正なアクセス、データの紛失、破壊・改ざん・漏洩等の事故もしくは当協会諸規程に違反する行為の発生または兆候を把握した場合、ただちに適切な対応を実施する。

(個人情報事務取扱担当者)

第6条 本協会は、個人情報関係事務に従事する者を定め、個人情報事務取扱担当者（以下、事務取扱担当者という）を任命する。

2、事務取扱担当者は、次の事務を行う。

- (1) 個人情報の取得、利用、保存、提供または消去・破棄等の作業
 - (2) 個人情報に記載された書類等を作成し、個人情報取扱責任者に提出し、登録者本人に交付する作業。
- 3、事務取扱担当者は、個人情報等の取扱いに関し、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏洩等の事故または法令もしくは本協会の諸規程に違反する行為の発生またはその兆候を把握した場合はただちに個人情報取扱責任者に報告する。

(従事者の責務)

第7条 従事者は、個人情報等に関する法令及び本規程並びに上長（運営要領参照）の指示に従って、個人情報等を取り扱わなければならない。

2、従事者は、本協会が管理する個人情報等について、本協会の業務に従事している間だけではなく、退任後も本協会外の者や第三者に開示漏洩してはならず、自己または第三者のために使用してはいけない。

- 3, 従事者は、個人情報等の取扱いに関して、不正なアクセス、データの紛失・破壊・改ざん・漏洩等の事故または本協会諸規程に違反する行為の発生または兆候を把握した場合、直ちに取扱責任者に報告しなければならない。

(監督)

第8条 本協会は個人情報等が当協会諸規程に基づき適正に取り扱われるように運営体制並びに事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(安全管理措置)

第9条 本協会は、個人情報等及びこれらを取り扱う情報システムへのアクセス制御、情報システムの監視等の個人情報等に対する適正なセキュリティ対策を行う。

(監査の実施)

第10条 本協会の監事または役員は、個人情報等の取扱状況を定期的に点検し、個人情報等の取扱いが適正に行われているかについて監査する。監査結果は速やかに常務理事会または会長に報告する。

(委託先の監督)

第11条 本協会が個人情報取扱事務等を外部に委託する場合は、当該委託において取り扱う個人情報等の安全管理が図れるよう、当該委託を受けた者（以下、委託先という）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3章 個人情報等の管理取得

(個人情報取扱事務の特定)

第12条 個人情報は、利用目的の範囲内で取り扱わなければならない。

(個人情報の収集)

第13条 本協会は、個人情報取扱事務等処理するために必要があるときは、本人または保護者（選手の場合）に対し利用目的を明確にし、その目的達成の範囲内で適法かつ公正な手段により個人情報の収集をすることができる。

(個人情報の収集の制限)

第 14 条 本協会は、以下に該当し、その他法令に基づく場合を除き、個人情報の収集をしてはならない。

- (1) 本人または保護者（選手の場合）の同意がある場合。
- (2) 出版報道等により公にされている場合。
- (3) 個人の生命、身体、財産保護のため緊急かつやむを得ない場合。

(個人情報の利用範囲の制限)

第 15 条 本人または保護者（選手の場合）により、個人情報の提供を受けた場合は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人情報を利用することができる。

- 2, 本協会が個人情報を取り扱う場合は、本人の同意にかかわらず、個人情報利用事務を処理するために必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報ファイルの作成の制限)

第 16 条 本協会及び従事者は、個人情報利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報の第三者提供の制限)

第 17 条 個人情報は、下記に該当する場合その他法令に基づく場合を除き、本協会及び個人情報取扱い事務実施者以外の第三者に提供をしてはならない。

- (1) 個人情報取扱い事務を処理するために必要な限度で個人情報取扱い事務実施者に対して個人情報を提供するとき。
- (2) 本人または保護者（選手の場合）の同意があるとき。
- (3) 個人情報の取扱いのすべてもしくは一部の委託に伴い個人情報を提供するとき。
- (4) 訴訟手続きその他の裁判所における手続き、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する犯罪事件の調査その他法令で定める公益上の必要があるとき。
- (5) 人の生命、身体または財産を保護するため緊急かつ必要なとき。
- (6) 出版、報道等により公にされているとき。

(個人情報の削除・廃棄)

第 18 条 本協会は選手及び登録者が退団、卒団したときには、登録者本人の請

求に拘わらず当該情報をできるだけすみやかに削除または消去しなければならない。

- 2, 個人情報に記載された書類等について、その他法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、前項の規定にかかわらず、その期間は当該個人情報等を保管することができる。

第4章 個人情報の利用停止の求め

(個人情報の利用停止の求め)

- 第19条 本人または保護者から、当該本人が識別される個人情報が第17条の規定に違反して第三者に提供されている理由によって、当該個人情報の第三者提供の停止が求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その求めに理由があることが判明した場合には、遅滞なく当該求めに応じて当該措置（以下、第三者提供停止という）を講じなければならない。
- 2, 前項の規定に基づき個人情報の第三者提供停止を行ったとき、または第三者提供停止を行わない旨を決定したときは、本人または保護者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
 - 3, 前項により第三者提供停止を行わない場合は、その理由を説明するよう努めるものとする。

第5章 その他

(罰則)

- 第20条 本協会は、本規程に違反した従事者に対して処分内容を決定することができる。

附則

本規程は、2023年4月14日より実施する。